

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第3回川西市特別職報酬等審議会		
事務局(担当課)		総務部職員課		
開催日時		令和7年8月21日(木) 午後5時52分から午後8時05分		
開催場所		川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	大和 正史 藤崎 陽子 藏原 亜紀	國津 元司 森田 強	安達 絵里 松原 利明
	その他			
	事務局	総務部長 職員課主査	総務副部長 職員課主任	職員課長 職員課主事
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 議事 (1) 追加資料等の説明について (2) 参考資料・追加資料等に基づく質疑応答 (3) 市長等の給与等の審議及び答申案の作成 (4) 行政委員会の報酬審議 (5) その他 3 閉会		
会議結果		別紙審議経過のとおり		

会長	<p>本日は大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、第3回川西市特別職報酬等審議会を開催いたします。最初に事務局より本日の委員の皆様方の出席状況等についてご説明をお願いします。</p>
課長	<p>本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の出席状況は、リモートでの出席者も含めて委員7名が出席されています。つきましては、会議開催要件であります過半数の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま、当審議会は成立していること、並びにWeb会議の適正な実施状況についてのご報告をいただきました。それでは早速審議に入りたいと思います。まずは、前回の振り返りを行ってみたいと思います。前回は、皆様に、主に市長、副市長から教育長の給料及び議員報酬等の状況について、ご議論をいただきました。加えて事務局より追加資料に基づき、市長の年収の内訳、それから特別職との比較のために、部長職と部長級を含む一般職の退職手当の状況、さらに特別職報酬等審議会によく出てくる用語を説明いただき、それに対する質疑応答を行ったところでございます。その中で、何点かの追加資料の作成を事務局にお願いしておりました。事前に委員の皆様には資料を送付させていただいております。追加資料について、具体的には、8月初旬に人事院勧告が公表されましたので、部長級と一般職全体の改定率について、それから阪神7市、および人口規模が川西と近い15万人程度の団体における議員報酬の比較資料を作成いただいております。本日の審議は、初めに特別職の答申案を審議しまして、後半部分で行政委員会の報酬額の状況を確認していきたいと考えておりますけれども、皆様、いかがでしょうか。特にご異論ないようでしたらそれで進めさせていただきます。ではまず、追加資料の市長、副市長、教育長の給料検討資料について事務局より、説明いただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
課長	<p>資料1ページから4ページに掛けて、令和7年度人事院勧告の内容を反映した場合の、一般職と部長職それぞれの給与改定状況と特別職の報酬改定状況を示した表でございます。1ページ目をご覧ください。こちらは、一般職全体の給与改定状況でございます。令和7年度の人事院勧告によると、民間給与との格差は約15,000円で3.62%であるとされており、これを基に川西市の改定率を算出しますと、令和7年度の川西市における一般職全体の改定率の見込は3.05%、令和3年度比では106.5%に増額する見込でございます。続いて2ページ目をご覧ください。こちらは、部長職に限った給与改定状況でございます。令和7年度の川西市における部長級職員の改定率の見込は2.39%と令和3年</p>

	<p>度比では 103.5%に増額する見込でございます。</p> <p>続いて 3 ページ目は、一般職の改定率、6.5%の増額を特別職の報酬に反映させた場合の、試算額一覧でございます。次に 4 ページ目は、部長級の改定状況、3.5%を反映させた場合の特別職の報酬額一覧でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、何か質問等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>質問させていただいてよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>先ほど川西市のですね、一般職の会計見込み額を、どのように算出されたか説明をしていただいたと思うんですけども、ちょっと聞き漏らしてしまったので、人事院勧告率から川西市の改定率をどのように算出されているかということと、一般職と部長職、部長級職の改定率に差異を設けておられる理由を教えてくださいませんか。</p>
課長	<p>人事院勧告、こちらでは 3.62%。これが官民格差の解消のために、公務員の給料も上げる必要があるということになります。それで、川西のほうで、3.05%。これを増額すれば、国で言うところの 3.62%上げたのと同等のことになるんですけども、この 3.05 の算出の仕方なんですけれども、何回かこれまでの審議会の中でも議論いただいておりますが、川西市の職員には、地域手当というものがあつたりですとか、あとはお給料以外にも、ボーナス等の給与がありまして、それらを加味すると、この 3.05%の改定率というのが、官民格差の解消に繋がるということで、算出しておる数字になってます。</p> <p>そして、部長職と一般職で率が違うというところなんですけれども、こちら給料表に基づいて我々の給料額が決まっておりますけれども、人事院勧告でも、この給料表の改定といいますのが、全体一律に 3%というわけではなくって、比較的今若手職員、20代 30代なんかの若手職員が、5%10%の上昇率になっておりまして、逆に年齢層の高い部長職という一番年齢層が高いところになってくるんですけども、そこについては、全体平均よりも低めの改定率になっているというところから、このような数字になっております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>今のご説明でご理解いただけましたか。</p>
委員	<p>えっと、部長職と一般職の違いというのはその職員さんの年代の層でその差異が出ているという理解でよろしいのでしょうか。</p>

課長	<p>年齢でもそうですけれども。かなりちょっと細かい話になるんですけども、給料表が1級から8級までありまして、8級っていうのが、部長職が相当する級になります。1級っていうのが、新人ですとか、20代の若手職員が張りついている級になります。</p> <p>例えばですけども、1級は、全体的に10ポイント10%ほど上がる。その次の2級は、例えば7%、その次は5%といったふうに、年齢が上がるとほぼイコールなんですけれども、級が上がるにつれて、上がり幅がそれほど大きくなっていくというのが、過去の人事院勧告でありましたので、この過去の5年間分を、今回、まとめますと、このような数字の差が出てくるという、そういうことになっております。以上です。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>勝手な思い込みかもしれないですけど。</p> <p>今回は国家公務員のキャリア組のが大きかったんですね。それら全部合わせた数字がこういう数字になるわけじゃないんですか。この3.62%。</p> <p>だから、それを含むから大きい数字になってるけども、川西に置き直したときは、その分が外れるから下がるのかなと思ってたんです。</p> <p>国家公務員を全部まとめて数字が出てきてますけど、キャリア組のはすごく大きいんですね。それを加味するから、3.62%っていう大きな数字になってますけども、多分川西の場合にはそういうそのキャリア組に相当する部分が加味されないから、一番比率の大きかったところが外れると、その平均値は3.05%ぐらいまで下がっちゃうんだろうな、と想像してたんですよ。</p> <p>だから、地域手当などを含めて全部計算し直してどうこうっていう問題よりも、国家公務員の場合の、今回大きく引き上げられたキャリア組を含めたその改定率と、それを川西の場合の一般職の方に当てはめて計算をすると、一番大きく出るところを外して、こっちを引きなおすことになるから、多分低いんじゃないかなと思ったんですが。</p> <p>要するに、川西の分が0.6ポイントぐらい低くなるのは、そのキャリア組が国家公務員のところに入ってるからこういう数字になるんじゃないかなというふうに思うんですけど。かえって分かりにくいですか。</p>
委員	<p>すいませんちょっとキャリア組が大きいっていう、ご説明がちょっと私のほうで理解出来てなかったんですけども。</p>
会長	<p>新聞報道で見たところなんですけども、国家公務員、特に中央官庁が職場として、ブラックだどうのこうのって言われて、それで優秀な人材が辞めてったり、新たに入ってこなくなるため、まず給与のところでは手当しなければならぬというので、今回の人事院勧告で、キャリア組のところを、とにかく一般企業と対比しても、遜色ないようなぐらい上げようというので、すごい上げ率だったらしいんですけども、それが含</p>

<p>課長</p>	<p>まれた数字がこの3.62%になって、川西市の場合にはそういったキャリア組の部分が多分、算定に入ってこないから、川西の一般職の方の、改定率はいくらになるかと思ったら、0.6ポイントぐらい下がり、3.05%になってしまうということになっています。</p> <p>だから両者は、従来だったらもっと近かったんじゃないんですか。今回、その差が異常に大きくなった…。</p>
<p>会長</p>	<p>毎年、多少の差はあるんですけども、昨年と比べると、その差は大きくなっております。</p> <p>国家公務員の、そのキャリア組のところの上乗せ部分が、国家公務員全体の改定率を上げたわけですね。</p> <p>引っ張り上げた関係になってるのに、それを川西市に持ってくる時に一番大きい部分が外れてしまった。</p> <p>具体的な数字を忘れましたけど、3%、4%の数字じゃなくって、二桁に近いような上げ方をするようなところが一部あるんですよ、国家公務員の場合には。</p> <p>その対象者が川西の場合にはなくてそれを外した数字で計算するから、こういう3.05%という数字になる。この違いは、一番大きいのはそこだと理解して、多分それでよろしいんだと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>1ついいですか。</p> <p>基本的にはこのパーセントに関わらず今回は、川西市の職員が不利益をこうむっているということではなくて、いわゆるその正常に、この人事院勧告を反映した数字がこれであるというふうに理解していいということですか。</p>
<p>会長</p>	<p>算定の基礎が違ってるから、川西市に置き直したらこの数字になってるだけで、そのキャリア組を除いた、川西市の一般職の方と、国家公務員の一般職の方を引き合わせれば、多分ほぼ同じような数字になるんじゃないかと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かご質問ありませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>引き続き、議事を進めて参りたいと思います。</p> <p>当初のスケジュールを振り返りますと、前回と今回の前半で市長、副市長、議員等の審議を確定させるというものでありました。</p> <p>事務局のほうで何かありますよね、ご説明でしょうか。ごめんなさい。議員のほうですね。</p>
<p>課長</p>	<p>では次に議員報酬等の状況について説明させていただきます。</p>

	<p>お手元の資料2、同規模団体の議員報酬についてをご覧ください。</p> <p>人口一人当たりの議員報酬負担額について、阪神7市の状況と人口15万人規模の市区町村の状況をお示ししたものでございます。</p> <p>まず、川西市の人口一人当たりの議員報酬負担額は、1,589円でございます。阪神間では上から3番目の報酬額でございます。この表では、芦屋市が最も高額であり2,424円。反対に尼崎市が最も定額であり1,012円となっております。</p> <p>続いて、川西市と同程度の人口規模における自治体との比較表です。計16団体を記載しております。こちらの表中では、川西市は上から2番目の報酬額でございます。なお、2ページ目については、以前にお配りしている阪神7市における議員等の本則の年収一覧をお示ししたものを参考までに添付しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>前回の会議でも、事務局のほうにこういう資料の作成をお願いしているということで、今日情報をいただいて、改めて考えてみたいということをお願いしていたんですけども、ご覧いただいてよくわかりいただけると思うんですけども、っていうか、私自身も、結果的には、特に下のほうの表について意外だったのは、川西市はかなり高いんですね。</p> <p>東京の武蔵野が、確かに1位で出てきてますけども、次に、阪神地区で言えば、それほどでもない川西市が、15万人規模で全国と比べると、こんなに上位に出てくるという結果になりました。</p> <p>議員に払っている報酬総額を人口で割った市民1人当たりの負担額という算出の仕方なんですけれども、この数字がどうして大きくなるかっていうと、議員の給料が高いか議員の定数が多いかのどちらかなんですよね。</p> <p>阪神地区の各市は、この審議会もそうですけれども、どこと比べるかと言ったときに、やっぱり近いあたりで比べて、そこからおよそ妥当な数字を導き出したいということで、お互いに参照し合ってるから、この阪神7市のところは、全体として、多分高めに出て、それが全国で比べてみると、こういう数字になって出てきてるっていうところはあるかと思えます。</p> <p>こういうことを意図としてということではなくて、どんな数字になるかを知りたくて事務局のほうにお願いし、出てきた数字がこれなんですけども、何かご質問ございましたでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>以前は、議員さんの議員定数なんですけど、26人だったかと思えます。</p> <p>定数が26人から24人に減った理由は何なのかっていうのと、今この資料を見てるともう少し減らせないのかなと思いました。その点について教えていただきたい。</p>
<p>部長</p>	<p>議員の定数につきましてはこれまでの経過を申し上げますと、議員さんのほう、議会のほうが定数を減らそうということで、議案を提出されて、賛否分かれるところは反対される議員さんもあるんですけど、26人から24人にしたときも、理由としては、</p>

	<p>十分この人数でいけるだろう、活動も問題なくいけるだろうというような提案説明で提出されています。</p> <p>ですので、我々の市当局側が定数を云々という形で提案するのではなくて、議員さんの中で、自らの定数をどうするかというのを、議論されてですね、最終的に多数決になりますけど、決定をされてきたという流れがございます。</p> <p>ですので私が入庁した頃は定数が30人でした。</p> <p>自治法で、人口規模あたりで当時は何人という基準が作ってあったんですけど、それが36人です。それを自分たちで30人に減らしていると。それを26人にし、24人にしという形になってきてます。</p> <p>ただ、先ほどからお話がありますように、まさにおっしゃる通りで、宝塚とか伊丹の20万人レベルで見ると、川西の定数は2~4名少なく、人口一人当たりの負担額は、多めになっています。</p> <p>しかし、全国規模で比較すると、人口15万人規模の市としては、一人当たり負担額がちょっと多いというのは、確かに事実としてございます。</p> <p>会長がおっしゃっていただいた1人当たりの負担額を見ると、定数22名くらいで大体バランスがとれるんです。川西はそういう意味では、今おっしゃっていただいたような1人2人多い現状というのはあります。</p> <p>ただ、議員さんのほうから減らそうという形で提案をされてきたというのはこれまでの経過でございます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>最終的に、この審議会として、どういう答申をするかというのは言うのはこれからの議論なんですけれども、どういう形で決まったにしても、こうした情報については、私自身としては何らかの形で、市民の方がわかりやすいように説明できればという気持ちはあります。</p> <p>その上で、これが例えば他と比べて全体としての数字が大きいと結論づけるとしたら、市議会のほうで何か手立てを考えて欲しいという方向で答申の中でも反映できればと考えています。</p> <p>せっかくこういう数字で、ある程度の実態、ある側面がわかったんだとしたら、これを何とかする手だてを、ここの審議会としてやるのも1つですし、別のやり方としては、従来のやり方に従って増額するけれども、この点は疑問なので、こういうデータを示すから、市議会のほうでも考えてくださいという方法もあるかな、というふうには思っています。</p> <p>まだ先の話ですけど、事務局のほうで作成いただいた資料から、そういうような感想を持っていいのではないかと感じたところではあります</p> <p>他に何かご質問ないでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>こういう分析指標をされたのは、今回初めてなんですか。それとも以前からこの指標はあって、皆さんがお互い共有されてることなんでしょうか。</p>
<p>部長</p>	<p>ここまで具体的に資料にしてですね、お示しするのは前回はそこまでは出来てなか</p>

副会長	<p>ったと思います。ただ、前回の議論の中でも、報酬の単価と定数の関連性というのは全体の議員の報酬ですね、その辺は視点として持つべきだろうというような議論はあったように記憶しております。ただこういう形で具体的に出すのは、今回初めてです。</p> <p>こういう表は、議員さんもお覧になっていますか。</p>
部長	<p>見ていません。</p>
副会長	<p>さっき会長がおっしゃったように、報酬が多いからこういう数字が出てくるのか、定数が多いからこういう数字が出ているのか、両方の考え方が出来ると思います。</p> <p>後者の考え方をする場合、議員さんの立場に立つと、定数を減らされるよりも、少し報酬を減らしてもらおうほうが、身分が確保される、そういう考え方もあるかと思えます。定数の整理をされたら、落選する方が出てくるわけです。そう思ったら報酬が減っても我慢しようという、ぎりぎりボーダーラインの方がいるのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>先ほども申し上げたんですけども、この審議会として、こういう数値が導き出されたから、だから1つの方法としては、例えば特別職の他の人は、先ほど出てるような数字で何がしか上げるけれども、議員に関してはこういうデータが出たから、例えば据置きというようなやり方もあります。一方、従来やり方は、特別職を同じような扱いをしてきたから上げること自体は、今回、特に差を設けたりという形にはしないけれどもただ、審議会としてはこういう検討した結果こういう数値も出てきていて、これについては、言わば議員の側の、ある種の説明責任っていうか、これをよしとするかどうかっていうのは何か検討していただいて、市民に明らかにして欲しいというような、答申の仕方もあるかなというふうに思っております。</p> <p>一応今はまだ結論ではなくて、一応、このデータからそういう可能性もあり得る、どちらの可能性もあり得るということで、ご理解いただければというふうに思っております。</p> <p>他何かご質問ご意見ないようでしたら、引き続き議事を進めて参りたいと思えます。</p> <p>当初のスケジュールを振り返りますと、前回と今回の前半で、市長副市長議員等の審議を確定させるというものでありました。</p> <p>本日は事前にお配りした、市長副市長教育長の給料及び議員報酬等に係る答申案をもとに、審議し、答申を固めていきたいと思えます。</p> <p>審議の前に、答申案についてかいつまんで簡単にご説明させていただきます。お手元の答申案をご覧いただきたいんですけども、1ページ目にある、〇〇ってなってるのは、これは最終的にこの審議会として、どういう報酬額が適当かというのが決まった段階で埋めることとなります。</p> <p>ここに至る理由づけとか、検討の結果がどういうものかというのが2ページ以降ということになるんですけども。その2ページに、冒頭の3の改定時期等につい</p>

ての文中で、この特別職報酬等審議会は、過去の審議会で4年に1度開催すべきとの答申内容に基づいて、平成29年と令和3年に実施していますが、物価上昇などを勘案しましてこのペースは妥当ではない。

特に、現在の経済状況のように、かなり最低賃金を上げろ初任給も上げろって、国家公務員のほうにも波及してきまして、それが人勧にも及んできてるわけですけども、かなり数字の動き方、物価上昇に合わせて、大きく動いてる中で4年間という期間、放置してしまうのはいかがかというので、その点、妥当ではないんじゃないかということが記載されております。

次に4ページの真ん中のあたりで、給与改定率について、過去から続く審議会前年までの給与改定率を4年間反映するほうから、審議会開催年の人事院勧告を反映した5年分の改定率を反映することとしております。

少し下の〇〇で記載しているところ一般職か、部長職のいずれの改定率を採用するかで変わってくる場所ですので、現状は空白です。

この部分、4年間はいかがかというので、5年分を先取りする形になってますけども、ここはご議論を通じて、先ほどのと関連するんですけども、4年では妥当じゃないから、もっと短い間隔でっていうことであれば場合によっては今回は4年のところを出して、それでその代わり、次回、近いうちにもう1回開催して、その適切な額を探していくべきじゃないかというやり方もあるかと思います。一応今はその5年分、今回の分を取り込んだ形の文面になっております。

次に5ページ目では従業員数から川西と同等規模の民間企業の市長の役にあたる会長との収入を比較することで、毎月の報酬、期末手当、退職手当の総収入額の妥当性を検討したことに加え、近年の損害賠償リスクに対応した法改正を求めることも記載しております。

この部分は、この審議会場で、それほど具体的に議論したところではないんですけども、特別職の地位にある方が、最近、職務に伴う損害について責任を問われるという裁判例が、散見されるようになってきました。以前はほとんどなかったんですけども、企業の会社役員が責任を問われるのと同様に、自治体のそういう責任ある立場の方たちが、個人賠償責任を問われるという例が増えてきていて、その状況を踏まえて地方自治法が改正されました。民間企業のほうが先行してたんですけども、皆さんもご存じのように、代表訴訟という形で、会社の株主が会社に生じた損害について会社の役員が責任を追及することを認める規定がもともと用意されてたんですけども、その訴訟が頻繁に起こされるようになり、その責任が認められる判決もたくさん出てきました。そういう状況を受けて、自治体だって経営をやっててそこで職務を通じて、自治体に損害が生じたら、その責任は、市長らに個人として問うべき責任があるんだったら、それは問うてもいいだろうということで、裁判で認められるようになってくる。企業の場合、そういう流れの中でどうなったかという、バンバン責任追及訴訟が起こされると、萎縮するんですね、経営者は。失敗したら責任を問われるということになると、大胆なことをやりにくい。他に先駆けて斬新なことをやろうとしても、うまくいったときはいいけど、失敗して、それでもし責任を問われるっていうことになるのだったら、おとなしくしてた方がいいんじゃないかと、萎縮してしま

う。これは企業にとって致命的ですよ。

他に先駆けてやって、斬新なことをやって、それで企業として利益を上げたり大きくなったりっていう可能性が、責任を問われるという恐れから段々小さくなっていくというのは望ましくないということで、まず、会社法のほうで、改正が行われまして、悪意だとか、重大な過失があるときは救われないけども、善意や軽過失ということであれば、責任を限定できるという改正が、まず、会社法のほうで行われました。

報酬の何倍までを限度とするという形で責任を限定してあげたら、逆に、何かあったとしても自分は十分注意してやってたんだから、責任を問われたって、その範囲で限定されるような責任で済むんだから、頑張ってるやろうっていう気持ちになるから、そういう法制度を会社法のほうが整備しました。その流れを受けて、地方自治法のほうでも、改正が行われまして、先ほど言いました悪意重過失は駄目なんですけども、善意・無重過失の場合のときは、特別職の報酬を基準にして、その一定倍までを限度に責任を限定できるという法制度が整備されています。

川西市はまだ、それを取り入れてないんですけども、この報酬に関する議論をする審議会としては、報酬について適切な金額はいくらかということと議論すると同時に、そういう自治体の、運営を担っている特別職の方々の、個人責任が追及されるというような事態についても、他の自治体は大分整備が進んで、条例が改正されたりして整備が進んでるんですけども、そういうこともあわせて川西市として検討していただきたいということを書き添える形で、その報酬そのものには直結しないんですけども、責任は報酬と連動してるところがあるということで、そういった内容を盛り込んでおります。

ただ、その最後の改定率のところは先ほどから申しますように一般職か部長職かを決定した後に記載することになります。

それから6ページ目最後のところも、改定率が決定した後に記載いたします。

最後に7ページ目ですけども、議員報酬の考え方について、先ほど見ていただきました、人口が同規模の自治体と住民1人当たりの議員報酬、負担額の点から、比較を行った旨記載しております。

この記載に続けて先ほどお話した、場合によったらそれを反映して、結論を変えていくか、結論は特別職全体は一緒しておくけれども、議員については、ちょっと付言する形で、こういうデータもあるんで、少し考えてもらえませんかというような書き方もあるかというふうに思っております。

以上、かいつまんでご説明させていただきました。

その上で審議を進めていきたいと思うんですけども、まず、市長、副市長、教育長の退職手当を含めた、給与等の額、及び議員の報酬の額について答申案を詰めていきたいと思っておりますけれども、ご意見いかがでしょうか。

まずは、市長、副市長、教育長を退職手当を含めた給与等のほうを先に。前回の流れから、物価上昇の折であり、それから前回、審議会の答申で据置きとしていることもあって、方向としては、上げる方向で、という大方のご意見だったというふうに思います。

あとはその上げる数字を、どこかに拠り所を求めなければなりませんので、そのよ

	<p>りどころは、結局、この1つの組織体である、川西市役所の中の職員の方との給与の上げ方の整合性というか、そこのところを取る形でというのが今までやってきた手法でして。あとは具体的な数値を、一般職全体のところでいくか、それとも、その責任ある立場にある部長職の数値に合わせるかといったところですね。</p> <p>端的に言って、数字は、3ポイントぐらい違ってくるということですね。低めの数字ということであれば、部長職になりますし、大きく上げるべきだということだったら、一般職全体の数値に合わせてという、方向としてはどちらか。それ以外の数字を持つてくるのは、その数字の根拠は何だという話になりますんで、従来のやり方を踏襲するというのであればそのどちらかになります。</p> <p>ご検討いただければというふうに思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この前のお話もありましたように、もう7年8年かな。全然変わってないってことで、今回上げなければ、12年間変わらないということになるんですかね。その点については考えてみる必要があると思います。</p> <p>次の市長選で市長が変わった場合に、今度の方が、こんなに少ないって言うのか、川西はこんなにたくさんもらってるって言うのか、それはわかりませんが、ただ、世間の物価上昇も含めて、やはり世間並みの上昇率は必要かなと思います。それはさっき会長がおっしゃったように、一般職のその人事院勧告の分を引き合いに出すかどうかということだろうとは思いますが。</p>
会長	<p>先ほどの数値の大きいほうでいくのか、部長職に限定した数値でいくか。見た目の数字の差が大きいですからね、3ポイントになりますので。多分、一般職の方の6.5%という数字になると、その数字を見た一般市民の方は「おおっ」という感じにはなるかと思うんですけども。いかがでしょう。</p>
副会長	<p>最終的には川西の財政が大きく左右するとは思いますが。</p> <p>私が一番気にするのは部長職の人の意識です。市長がこれだけ上がって部長職がこれだとなったときの、気持ちの問題が一番大事かなという気はします。</p> <p>給与があがる場合、市長、副市長も1人ですから、財政的にはそんな大きな問題ではないと思うんですけども。</p> <p>いわゆるその次についていかれる部長職の方々の意識をうまくコントロールできるのかなというので、一般職員と同じような106.5%にしたときの、いわゆる組織の中での支えてくださる方々の意識も考えないといけない。</p> <p>だから上げないって言うわけでは全然ないんですけど、しかし、その部長職よりもまだその上にいらっしゃる方々のお話になりますので、その点については検討する必要があります。</p>
会長	<p>この8年間も据え置かれたのを踏まえたらの数字なんですけども、問題は、今まさに言われた、責任ある立場の職員の方たちよりも市長はたくさんもらって、自分たちは頑張ってるのに103.5%ですか、というところですね。</p>

副会長	<p>実際に汗をかいて部長さんがすごい頑張っているけど、それはもう行政的に決まっちゃってるところがあるので、悩ましいですね。</p>
会長	<p>ご指摘の部分は、その心情的には、従来からありそうなところですね。</p>
副会長	<p>部長職が 103.5%となってますけど、一般職員というのは、部長職以下、より下を一般職というのですか。</p>
課長	<p>部長以下から一般職ということになります。部長、副部長、課長、課長補佐と以下続いていくんですけども、部長以下が一般職で、副市長、市長なんかが特別職ということで、そこで分かれております。</p>
副会長	<p>一般職について、そういういろんな職位の改定率が 103.5%になるんですか。</p>
課長	<p>いえ、具体的に言いますと、部長にくらべると副部長は何ポイントか高くなってると思いますし、その下の課長でしたらさらに高くなっております。</p>
会長	<p>ということは、一般職の本当に若い人は 106.5%どころじゃないんですね。部長を含めた一般職が 106.5%なんであって、部長だけを取上げて 103.5%って言うだけですね。</p> <p>そして、逆転は起きないように、少しずつやってくということですね。ということは、金額的には、かなり差が縮まってくるんですね。新人の方が初任給でもらう給料と部長の給料というのは。一般企業もそうですけどね。</p>
副会長	<p>でもこの 6.5%と 3.5%の間はないとおっしゃってるわけですよ。</p> <p>真ん中を取るということは、理論づけとしては難しいということですか。</p>
課長	<p>そうですね。部長、副部長、課長までとかいうようなことで、算出出来ないことはないんですけども。もともと部長の率っていうのを出した理由というのが、一般職の中で最も職責が重い、部長というのが、特別職に近い存在といたしますか。</p> <p>人事院勧告の数値を反映させるのであれば、一般職の中でも、一番上の部長の数字をとということで、ここを出させていただいているというところです。</p>
副会長	<p>これだけの組織のトップであれば別に百何パーセントと言ってる数字が多いとは思わないんですけども。組織上そこだけを配慮する必要があるかなと思うのだけど。実際 106.5%でも、私はいいと思うんです。</p>
会長	<p>単純に民間と比べてというんだったら問題ない数字で。ただ、先ほども申し上げてますように、その川西市役所というその組織の中の給与体系というように考える</p>

委員	<p>と、そこの、先ほど言われた部長は3ポイントで抑えられていて、その上いったら6ポイントになる。だから頑張れよっていても、ちょっと頑張りようがないですよ。部長から市長は、出世とは違いますし。</p> <p>多分、リストのところだけを見ると、そういう感じがするのかなあって伺いながら考えてたんですけども。</p> <p>ただおっしゃってる役職に応じて、当然、給料の段差が、例えば一般職の方でも係長から課長になりました、課長から部長になりました、という段階で当然上がりますよね。</p> <p>ただ、このリストは加味してないですよ、当然ながら。そういった意味では私が言いたかったのは、特別職の方とか、あと議員の方というのは、役職に応じた昇給は基本ない。</p> <p>あくまで選挙で選出されて、自分で立候補して選ばれてなれる。当然給料をそこまで把握をされてるかどうかわからないけども、当然それは情報としてはあるはずなので、それは加味した上で、とらえた通りということであれば当然、これ役職は関係なく、あくまでその立場の方がそういう給料であるというのは別に、段差を設ける必要もないでしょうし。ただ一般職の方は、あくまで新入社員で入られて、当然新入社員もそうですけども、やはり今、物価も上がってきて、なおかつ生活が厳しくなってくるっていう中でいくとやっぱり基本給を上げていかないとなかなか来ていただけない。</p> <p>その中で、やはり若い人をできるだけ手厚く上げざるをえない。</p> <p>当然それはそうですけども、ただ先ほど申し上げた役職の変わると、その変わる率は結構かなり大きいんじゃないかと思う。そこで吸収されてしまってるのかなという気はいたしますね。</p>
会長	<p>1号俸上がっても、その上の方ってあんまりもう上がらないですよ。</p> <p>定期昇給率は、若いところはかなり上がってるけど、もう50代ぐらいになったら、ほとんど。1号俸上がったって。</p>
課長	<p>それがですね、国のほうでも最近、職責に応じた報酬を支払うべきだということで、過去は、会長のおっしゃる通り、ある程度まで上がると、もうほとんど上がらないみたいなことになってたんですけども、国のほうでやはり、重たい職責を担っている方については、やっぱり相応の報酬を払わないといけないってということで、過去と比べますと、例えば部長級、副部長級になったときでも、今までよりかは上がり幅が大きくなっているっていうのは、状況としてあります。</p>
会長	<p>具体的ですね。今までよりは上がるようになったと。</p>
委員	<p>素人考えなんですけれども、先ほどのご意見を聞いてましたら部長等のモチベーションっていうところは気になるころではあるんですが、部長級のほうの試算しても</p>

<p>会長</p>	<p>らったのを見ますとその3.5%の率でいくと、平成26年あたりより低くなるんだなっという。月額が。今日の追加資料の4ページですかね。</p> <p>部長級ベースでいったらっという試算を令和7年度の試算をしていただいている数字が、市長が月額101万6千円で、ちょっと遡ると平成26年のところが102万円。</p> <p>上がっても、何か下がったままなんだっという感じが。平成4年は104万円ですね。何かそこら辺がちょっと気になるなっというところと、あと、部長とかこれから毎年もしかしたらちょっとずつ上がっていくのかもしれないんですが、この特別職の方は、4年間、今の感覚でいうと4年間、据え置くのかなっと思うと、一般職ベースで、いっても良いのかなっというふうなところを思いました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>これ、私自身見落としてたんですけど、これ、平成26年、29年は減額。だからそれを取り戻せてない。</p> <p>一般職の方はどうなってるんですか、この間。</p>
<p>課長</p>	<p>一般職のそれぞれこの平成26年、29年の人事院勧告の数字までちょっと今ぱっと出てこないんですけども、この頃は、一般職も据置きですとか、マイナスの改定っというのがありました。</p> <p>この当時は今とは違いまして、デフレの環境下でありましたので、一般職の職員も、なかなか給料が上がらないなっという感覚はこの10年、15年ほど前は持っておったのが、印象としてあります。</p> <p>すいません、当時の数値が今ぱっと出てこないんですが。</p>
<p>部長</p>	<p>これは簡単に言いますと、下に書いてるように、一般職と同じ動きをしておりますので、我々の給料も、この当時は下げるべきだという勧告が出て、下げています。</p> <p>ただおっしゃっていただくように4年間改定がありませんので、4年間の傾向で最終この時点で4年間トータルだったらこの時期では減額、ということなので一般職も同じです。</p> <p>一般職は毎年ですけれども、同じ動きをしたたというのは、事実としてあります。ですから市長が当時102万円。今部長級でいきますと101万円、我々部長級の給料も同じ動きをしているという、そういう見方をさせていただいたらいいかなと思います。ですから、部長級の給料も、今の改定幅はちょっと別ですけど、考え方としては26年当時から比べると同じような動きだというふうな見方で、少し考えていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>ということは、部長級の方たちも取戻してないっという。</p>
<p>部長</p>	<p>イメージ、理屈はそういう形になりますね。</p> <p>先ほどからご議論いただいてちょっと余計なことかもしれませんが、一般職員は、民間企業の経営の方もいらっしゃるんですけど、やっぱり初任給とか、そういうところが民間がすごく水準を上げてきてますので、人事院勧告というのは民間との比較</p>

	<p>になりますから、若い世代を国家公務員も上げるとい形になる。</p> <p>となると、我々もそうなんですけど、全体を見ると、上がる 6.5%ってのは若い世代の 10%近いところを反映をして、それで市長も上げようという形に結果的になってしまいますので、外に向けてはなかなか説明がしにくい。</p> <p>我々部長級は、考え方ですよ、特別職じゃなければ、同じようなピラミッドでいくと、上席になるほど上げ幅が小さくなっていってるとい傾向からすると、部長級よりも高い上げ幅といのはなかなか説明は厳しい。</p> <p>特に外に向けてですね。ですから、これまでの流れでいくと、一番役職が重いであろう部長級に合わせて改定をするのが妥当だろう。</p> <p>今後ますます若い世代、っていうのは比較的大きな幅で、改定がある可能性があります。それを反映させて特別職だけ上げるとなると、少しいんという面があるといのは1つ参考にしていただけたらいいんじゃないかと。</p>
委員	<p>今のお話も伺って、そういう事情ももう勘案していかないと、難しいのかなっていう。</p>
会長	<p>関連の質問になるんですけどね。この 26 年 29 年っていうのは、それぞれの年の改定率ですよ。審議会が開かれているときは、その年の分で見えんですよ。</p>
課長	<p>その年だけではなく、前回の審議会から改定の合計を見えています。</p>
会長	<p>先ほどの通り、取り戻せてないっていうのを、その分を加味してっていうのも、その間の数字を取る理屈かなと思っただけ、部長級がそういうことだとなったらそれも難しい。</p> <p>一旦考えたのは、6%っていうのは大きすぎるけども、その過去の分を取り戻せてない部分を加算して、という数字をとったら4点いくつとかっていうのも、ありかなと思っただけ、それはそれで特別職だけの話になってしまっ、部長職だけが取戻せてないっていうことになる。</p> <p>やっぱり部長を取り残さないためには、部長級の数字にする、否応なくそうなるんですね。</p>
部長	<p>特に最近の傾向を見ますとですね。この資料を見ていただいたように平成 26 年とか平成 4 年というのはこれ部長級と一般職とそんなに差はなかったんですよ。ある程度一律な形で、多少の差はあっても全く小さい差だったんですけど、この数年間、先ほど申し上げたような若い世代のこの人材確保みたいな、かなり差が出てきてるので、部長級を適用するか一般職を適用するか。</p> <p>過去は、そんなに部長級か一般職かっていう議論はなかったんですけども。</p>
藏原	<p>企業でしたら、利益がいっぱい出て、お給料が上がるっていう理屈があるかなと思っんですけど、財政状況の最下位っていうのもあって、そこら辺も何もね。</p>

<p>会長</p>	<p>これまでの分を含め、取り戻すまでですけど、そんなに飛び抜けた率で、ていうのも、あれかなと思って、部長級の数字でいくのかな、ていうふうに思いました。</p> <p>妥当なところだという感じですけども。</p> <p>今日これ答えを出さないといけないんですよ。</p> <p>最終ではないんですけども、暫定的にしとかなないと次に進めない。</p> <p>一応その数字ということで、そんな何かそれをひっくり返すような事情が出てきたら、場合によったら変更しますけども、そうでない限りは、一応それで落ち着くという。その見方の可能性が高いということで、暫定的ながら、ほぼもうそれで決まりというぐらいにはしていただければと思うんですけど。</p> <p>いかがでしょう。部長職の数字ということで。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。結構かと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他によろしいですか。はい、一応そういう数字で、この場で決着させていただいてということで、よろしく願いいたします。</p> <p>問題は議員。先ほど出た話なんですけれども、特別職の中でも、議員は先ほどのデータを踏まえて、別扱いにするというのも1つの方法。もう1つは、そういう数値が出たからといってそれだけで一気に別扱いというのは、それ以上の根拠がないんだとすると、何か1つのデータでいじってしまってる感じもしますので。</p> <p>だから、疑問を感じながら、結論的には従来と同様にし、ただし、一言言わせてもらうという形のほうが妥当かなという気はするんですけども。ですから、さっきの3.5%ですか、その数字で議員も改定することを結論とするけれども、ただし、検討過程でこういうデータがあり、これについては、審議会としても、じっくりしないところがあって、何がしかの改善の方向が望ましいということで、方向的には、一人当たりの負担額という数字が出てきてるから、総額を減らす方法は、報酬額を減らすか、定数を減らすかなどしかないんですけども、その選択に踏み込むのは、審議会の権限の範疇ではない。ただ、方向的には、市議会のほうでご検討いただきたいところである、というような形にさせていただければと思うんですけど。いかがでしょう。せっかくこういうデータが出てきているので、黙っているのもいかがかと思しますので。</p> <p>よろしいでしょうか。そういう方向で、答申案を作らせていただきたいと思しますので。じゃ、ここままで休憩ということですね。</p> <p>次に行政委員会の分が残ってますけれども、そちらのほうは、5分ほど休憩した後でということで、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、休憩にします。</p> <p>19時15分から再開ということでお願いします。</p> <p>(休憩)</p> <p>審議会を再開させていただきます。</p>
<p>会長</p>	

課長	<p>本日の会議次第の（４）、行政委員会の報酬審議に入って参ります。</p> <p>まず最初に、行政委員会の報酬等状況について事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>それでは、行政委員会の状況について、ご説明させていただきます。お手元の配付資料４をご覧ください。</p> <p>これまで、市長等の特別職、市議会議員の報酬についてご審議いただきましたが、ここからは、行政委員会の報酬について、ご審議いただきたいと思えます。ご覧いただいております資料は、各所管課へ作成を依頼した調査票でございます。この内容を基に説明を進めさせていただきます。</p> <p>この調査票は、行政委員会の審議のポイントになるであろうと思われる項目をまとめたものでございます。委員報酬いわゆる労働の対価を審議する上で必要と考えられる項目を中心にまとめていますが、ここに挙げている項目にとらわれず、参考として活用していただければと考えております。</p> <p>まずは、個々の行政委員会の説明に入る前に、行政委員会というものについて改めてご説明させていただきます。</p> <p>行政委員会とは、地方自治法に基づいて、自治体に設置が義務付けられている執行機関たる委員会でございます。</p> <p>行政委員会制度は、戦後に、知事や市長などへの権限の集中を排除することや民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」の５つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされております。そして、これらの行政委員会が、それぞれ所掌する事項について、独自に執行する権限を有しているものでございます。</p> <p>では、改めまして各委員会の説明に移らせていただきます。</p> <p>初めに、固定資産評価審査委員会について説明いたします。１ページをご覧ください。固定資産評価審査委員会の業務内容について説明いたします。土地や建物を所有している方には、毎年固定資産税が課税されますが、固定資産税額の算出の基礎となる価格に不服がある場合、納税義務者は納税通知書到着後、当委員会へ審査の申し出を行い、それを受け、その価格が適正か否かについての審議を行い、審査の決定を行う機関がこの固定資産評価審査委員会でございます。具体的には、納税者から審査の申し出を受けましたら、その価格が適正か否かについて判断するため、市長へ弁明書の提出を求め、その後、弁明書に対する反論書を審査申出人に求めます。また、実際に課税されている対象の土地建物の実地調査を行うほか、必要であれば事実関係等を明らかにするため口頭審理を実施し、最終的には棄却もしくは全部または一部の認容といった審査の決定を書面にて行います。</p> <p>２ページをお開きください。まず、委員の活動日数につきまして、令和６年度実績で委員長１２日、委員１２日となっており、活動１回当たりの平均的な活動時間は２時間です。前回の調査時以降での変わった点としましては、審査の申し出の件数が増加傾向にあるということです。固定資産評価審査委員会についての説明は以上でございます。</p>
----	--

次に、教育委員会の説明をさせていただきます。3ページをお開きください。業務内容につきましては、教育委員会が所管する事項について審議、協議等を行い、定例会はもとより、緊急事案が発生した場合には臨時会を開催しております。また、その他会議、学校、園所での各種行事への出席等が業務内容となっております。

次に4ページに移りまして、権限の範囲につきましては、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することから、教職員の人事に関する事、児童の入学、転学に関する事、教育課程、生徒指導に関する事など、教育における事務全般にわたり所管しています。

5ページをご覧ください。委員の活動日数につきましては、委員会の会議が46日で、なお、前回の調査時以降で変わった点はコロナの流行以降は学校行事に出席していないということでございます。

教育委員会についての説明は以上でございます。

次に、選挙管理委員会の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。業務内容は、各種選挙の管理執行、選挙管理委員会の開催、啓発活動、選挙事務の管理執行などの選挙に関する業務を行っております。

8ページをお開きください。委員の活動日数につきましては、委員会の会議17日となっております。なお、前回の調査時以降で変わった点は特にございませぬ。

選挙管理委員会についての説明は以上でございます。

次に、監査委員の説明をさせていただきます。9ページをお開きください。監査委員は、市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理を監査するために、独立した地位を有する執行機関です。業務の内容は、地方自治法等の規定に基づき、出納検査や、決算審査、財務指標審査、また10ページに移りまして、定期監査や住民監査請求に基づく監査など様々な監査を行っております。

12ページをお開きください。委員の活動日数につきましては、委員会の会議と、委員会の会議以外の合計で、監査委員が38日、議員選出の監査委員が35日であったのに対し、代表監査は130日となっております。

前回の調査時以降で特に変わった点としましては、近年は毎年住民監査請求があり、これまでの業務に加えた監査を実施しているということです。また、住民監査請求については、監査委員の監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行わなければならないことから、短期間での対応が必要になり、請求に伴い、委員の会議の活動日数は増加している状況です。

監査委員についての説明は以上でございます。

次に、公平委員会の説明をさせていただきます。13ページをお開きください。公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、独立した地位を有する機関で、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する審査請求が主な仕事でございます。15ページをお開きください。委員の活動日数につきましては、委員会が6日となっております。

前回の調査時以降で特に変わった点としまして、令和6年度、7年度にかけて一件ずつ審査請求を受理しています。なお、審査に当たっては、審査請求人及び処分者から提出される資料を読み込み、論点整理や心証形成を図るほか、事務局からの相談へ

<p>会長</p>	<p>の対応など、各委員の活動日数外の時間で対応していただいています。また、近年苦情相談件数が増加していることもあり、活動日数外の時間で対応していただいている状況です。公平委員会の説明は以上でございます。</p> <p>最後に、農業委員会の説明をさせていただきます。16ページをお開きください。農業委員会の業務内容についてですが、大きく4つに分類されます。1つ目が、農地法に基づく審議等です。2つ目が、農業施策に関する意見の公表、3つ目が、農地利用の最適化の推進、4つ目が、地域農業の振興となっております。</p> <p>18ページをお開きください。委員の活動日数につきまして、会長12日、副会長が13日、委員が約12日となっております。</p> <p>前回の調査時以降で特に変わった点としまして、令和5年4月から「地域計画」の策定が法定化され、現況地図や目標地図の作成や地域での協議の場に参画するようになりました。また、農地利用の最適化活動の強化により、「事業計画」策定などを実施するようになっております。農業委員会の説明は以上でございます。</p> <p>これにて、簡単ではございますが、各委員会の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局からのご説明について何かご質問、ありませんでしょうか。</p> <p>特にご質問がございませんでしたら、議事を進めて、参りたいんですけども。</p> <p>私自身がそうなんです、この行政委員会については、馴染みがないのが多く、その業務内容とその報酬の妥当性とかっていうのは、なかなか皆様にもわかりにくいところもあるのではないかと思います、私のほうから1つだけ、監査委員について。</p> <p>自分の専門が会社法なものですから、企業の内部統制の整備についていろいろと動きがあったことに関連して、この資料を見てましたら、自治体も影響を受けて整備していることがわかりました。</p> <p>そうすると、先ほどご説明いただいた資料の12ページのところ。監査委員に関する確認事項の最後のところに、今後、市の内部統制制度が制度化されれば、監査委員は新たに内部統制評価報告書を審査して、意見書を作成することとなります。</p> <p>会社、特に上場会社で、こういった内部統制を整備しろという要求が、だんだん法改正により厳しくなって、その報告書を作成していかなければならない。当然それを公表しなければならぬから、その公表する前提として監査を受けなければならぬので、企業の監査役だとか、委員会型だったら監査委員という人たちが監査することになります。まず作成する際に、あれも書けこれも書けということで大変で、それを監査するのもまた大変なんですけれども、それがどうやら自治体にも要求されるようになったようです。川西市では、ホームページをざっと見たところ、令和元年に、市長が「川西市内部統制基本方針」を作成されて、公表されているんですけども、それ以上の組織的なものはまだやってないようです。</p> <p>しかし、内部統制制度が制度化されれば、先ほど申し上げましたようなその報告書をちゃんと作って、公表していくことが今後整備されていくのかと思うんですけども、それが整備されて、監査委員の仕事になってくると、多分、ここの表に掲げられる実績の時間数では到底済まない業務になってくるのではないかと思います。</p>
-----------	---

	<p>その監査委員の報酬ですが、12 ページの上の表の一番右が報酬総額で、代表監査が 297 万。月額にしたら、25 万ぐらいということですね。それで監査委員が 280 万。議員から選出される監査委員が 60 万。これは議員報酬をもらってるから、この部分は少なくなってるということです。この金額は、先ほど申しあげました監査役、社外取締役の形で監査委員になっている人たちの報酬と比べると、格段に低いです。</p> <p>監査役ら報酬額は、新聞等々のデータベースでも確認可能なんですけれども、確かに安いところだと、年俸にして 300 万か 400 万という会社もありますけれども、どちらかというと低くても 5、600 万。大企業の高いところだったら 1,000 万とか 2,000 万という数字もあります。現在の 300 万だけでは、私の感覚からすると、この数字で監査委員を引受けてもらうのは難しく、今後、内部統制が整備されてそれが本格的な仕事になったら、これだけの報酬では、多分引受け手がないぐらいの金額ではないかと感じます。</p> <p>他のところは、事務局のご説明で、特に業務内容が大きく変わったとかかっていうのがなくて。むしろ、教育委員会のほうは、かえって行事に出なくなったとかかっていうのがありますけれども、少なくともこの監査委員に関しての部分は、今まさに大きく変わっており、そもそも住民の監査請求が増えてきて、それに時間が取られているのに加えて、今度は恒常的に内部監査報告書、内部統制報告書を多分作成するときから関わってなきゃならないぐらいかと思うんですよね。</p> <p>監査委員の報酬を検討するにあたって、最低限、代表監査については、大幅に増額しないと、もう現実にそぐわない。たまたま川西がまだ内部統制制度の整備が本格化してないというところはあるんですけど、早晚やらざるをえず、それが監査委員の仕事になってくるところはご理解いただいて、少なくともこの部分の報酬改定は必要になるとお考えいただきたいと思っております。</p> <p>ただ他のところは正直ちょっと、業務内容がそんな身近なものではないのと、それから従来、もともとが他の特別職と同様に、近隣の自治体と比較して、およそこのあたりが妥当という線が出ているということですので、それ以上何かなければ、ご意見とかというのものなかなか難しいかと思うんですけれども。</p> <p>もし、こういう関係は、よく知ってるところがあるから、ということで、ご質問ご意見いただけると幸いです。何か。</p>
副会長	<p>すごい教育委員会は制度が変わったんですよね。10 年ぐらい前とは違う。教育委員長は教育長が兼任するっていうか何か、組織が変わったって聞いて。そうじゃないんですか。</p>
部長	<p>何年か前、時期を忘れましたが制度が大きく変わりました。以前は教育委員さん、っていうのが最初任命されて、その中から教育長が選ばれるっていう、互選みたいな形ですね。</p> <p>ところが、もう制度が変わりまして、教育長というのは別枠で、任期も 3 年になって、教育職総合教育会議ということで、市長も関わるような形で、制度そのものが大きく変わっておりますが、教育委員会委員さんの仕事については、そんなに大きく変</p>

	<p>更がないような印象です。ただ、今資料が提出されておりますように、その制度が変更に伴って何か業務、新たな業務が追加されたりとか、そういったことはなくて、教育長は特別職として最初にご議論いただいた中に入ってますけど、教育委員会委員さんは、そんなに大きな業務変更はないように記憶しております。</p>
副会長	<p>委員会が46回ということは大体1週間に1回ぐらい、委員会が開かれているというふうに理解していいんですかね。臨時的なものを除いてどうぞ。</p>
部長	<p>はい。そういった定期的な開催だと思いますのでそういうイメージで間違いないと思います。</p>
副会長	<p>顔出しと挨拶が結構、役割として、多分多いんじゃないかなということで、多分この15万円ぐらいが、考えられてるのかなというふうに思いますけど。</p> <p>適正かどうかという、ちょっと責任の度合いがよくわからない。</p> <p>あと監査委員はこれはいわゆる公認会計士でないといけないとかそういう資格ではなくて、そういう経理、いわゆる業務に精通されてる方というイメージなんですか。</p>
課長	<p>監査委員の任命についてはそうです。監査に関する識見を有する者、ということになっております。</p>
副会長	<p>事務局はどうなっているのでしょうか。</p>
課長	<p>事務局は我々のような、一般の職員がおりまして、その上に監査委員と代表監査がいます。</p>
会長	<p>監査委員に、資格ではないけれども、公認会計士等々の方が3人の中に1人入ってるとか言うんじゃないんですかね。</p>
課長	<p>代表監査がもともと市の職員のOBです。あと公認会計士の資格をお持ちの方と、あとは市議会議員からの選出1名の合計3名です。</p>
会長	<p>昔ですと、企業の場合も会計監査だけやってたのが、業務の適正を図るようになると業務監査をするようになってくる。</p> <p>会計の専門家だけでなく業務に精通している人が必要だから、多分、今回の内部統制報告の場合も、会計の分野もあるけれども、業務の適正といったことになると、業務内容に詳しい人たちっていうことになるんだと思うんです。でも、それとは別に会計の部分はやっぱり会計の専門家っていうことなんですが、その方の報酬は、同じぐらいですよ。ちょっと少ないだけ。290万と280万。</p> <p>事務局は、何人ぐらいですか。</p>

課長	<p>4名程度だったと思います。</p> <p>あとそれとすいません補足なんですけれど、代表監査と監査委員との報酬にそんなに違いがないというところは確かにその通りなんですけど、活動の状況というところを見ていただきますと、委員会の会議以外の部分、代表監査が95日で監査委員は3日ということで、活動している量といいますと、代表監査がかなり多いかな、大きいかなというところなんです。</p>
会長	<p>結果的に同じぐらいの数字になってるのは、この監査委員の方が公認会計士っていう、まさにその資格に基づいてやっていただいているので、払ってる金額かなと思うんですよね。</p> <p>それに対して代表監査の方には、従来はそれと同程度の額で払ってたのかもしれないんですけども、先ほど申し上げましたように、今後は格段に仕事量が増加してくる。</p> <p>代表監査と監査委員が同程度の金額で並んでいること自体が、いかがなものか、むしろ常勤の職員の方と同程度の給料にする必要があるのではないかと。</p> <p>だから、うーん、倍までいなくても、4、500万とか、多分それぐらいが、妥当な数字になるんじゃないかなというふうな感覚は持ちますけれども。</p> <p>何かご意見ご質問ありませんでしょうか。</p> <p>監査委員に関わる場所は、その内部統制制度について川西市の動きがどうなっているのか、これぐらい具体化してるとか、こういう方向になっているので、それに合わせて、早晚こういう業務になってくるというようなのも分かります、可能性の話だけではなくて、報酬を引き上げるより積極的な理由づけになります。もし何かそうした動きがあるのであれば、次回そういう話もいただいて、最終的に内容を固めるというのはいかがかなと思うんですけど。</p>
部長	<p>いくつか要素を案として準備させていただいて会長にご相談させていただきながらなんですけど、例えば今会長がおっしゃっていただいたように内部統制の新たな業務が発生する。</p> <p>それがいつごろからどれぐらいの業務があるか、その視点で報酬を判断いただくというの1つの要素だと思います。</p> <p>ですので、その進め方なりご指示いただきましたら、事務局で準備をさせていただきますと思います。</p>
会長	<p>材料をいくつかいただいて、その上でというほうがいいですね。漠然と議論してもどうにもなりませんので。</p>
副会長	<p>専門職がいくら位であれば、というのを見て率をいくらにするか、ということで事足りると思うんですけど、いわゆる1月間の給与として、例えばどれぐらい勤務してどれぐらいの業務量があるかを、精査するにあたってはちょっと今ここでは何とも私もわかりにくいんですけど。</p>

会長	<p>活動時間っていうのが、そうか、委員会の会議と委員会の会議以外となって、合計すると130日。今のところはこういう活動日数なんですね。そして活動時間が600時間。</p>
部長	<p>付け加えてちょっとご相談なんですけども、監査委員につきましては今会長から皆さんからも指摘いただいたようにいろんな業務量ですとかこれからの見通し、それから先ほど申し上げたようないくつかの案を作ってお出しさせていただくという要素と、それから他の委員さんですね。行政委員会の報酬は4年前に一旦据置き、他の特別職と同じような扱いをしたんですが、そこから、例えば最低賃金が4年前に比べるとどの程度上がってて、人件費としてどの程度延ばすのがいいのかというような資料とかですね。</p> <p>他の行政委員会さんの報酬もいくつか考え方を整理したものを準備させていただいて、ご覧いただいた後ご議論いただくという、その辺も含めて、準備できる範囲で考えております。</p> <p>ちょっとその辺もお分かり頂ければ。ちなみに従来は、改定して特別職、市長らの改定したときに、同じ上げ方をしたんです。</p>
課長	<p>従来は、元々この行政委員会の報酬を日額とすべきか月額とするべきかっていう、そこに重きを置いて議論しておりまして、どちらかという、今とはちょっと時勢も違いますんで、報酬額を引下げていこうというような議論が例えば8年前とかまでは、あったのが事実です。</p>
会長	<p>この月額か日額化の区分は、どっかで一覧できるんでしょうか。</p>
課長	<p>会長すいません。要するに、そこの一覧で比較する資料ですとか、あとは阪神間でどれぐらいの位置付けになっているのかとか、あとはどういうパターンで、上げ下げすることが想定されるかみたいな資料を、次回来月用意させていただいて議論いただければなと思います。</p>
会長	<p>監査委員、行政委員会の中で月額、日額があるのは分かるけど、それぞれがどうなるっていうのが、すぐわからないので、そういう表があるといいですね。それと他市との比較ですね。よろしくお願いします。</p> <p>他に何か次回に向けての要望等はありませんか。</p>
委員	<p>日額のもの月額のものがあるって、監査委員はちょっと勤務されてたのにとか見えて、イメージあるんですけど、教育委員会が月額だったりとか、活動日数だけとか見ると、そんなにずっといらっしゃるわけでもない感じがしたりするんですけど、日額にした月額にしたっていう何か根拠とかがあるんだったら、またご説明いただけたら。</p>

<p>会長</p>	<p>どの文面で見たか忘れたんですけど、原則は、行政委員会は、日額が原則なんですね。それを月額にすることが出来るという規定なんですよ。</p> <p>だから、その場合によったら月額ものも日額に戻すのは、法制上は全然問題はないんですね。</p>
<p>課長</p>	<p>はい。理屈上はそれができるのはできるんですけども、今この日額になっているものと、月額になっているものっていうのが、過去の審議会で議論をさせていただいた上で、これは月額が望ましい、これは日額が望ましいという形で今の状況に落ち着いています。ので、基本的には、現在の支給方法ですとか支給金額っていうのは、正しいといえますか、妥当であるという前提ですね。</p>
<p>会長</p>	<p>他、何か。</p> <p>そうしましたらそろそろ終了の時間も近づいて参りましたが、次回の第4回目におきましては、今回までの議論の内容を集約し、私と事務局において行政委員会の答申案のたたき台を作成し、皆様にお示しさせていただきたいと思います。</p> <p>あくまでたたき台ですので次回そのたたき台をもとに、議論を深めていただき、行政委員会の答申案の完成を目指していきたいと思っておりますけれどもそれよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事の4、その他に移りたいと思います。</p> <p>事務局よりお願いします。</p>
<p>課長</p>	<p>はい。次回の第4回審議会の開催については、本日委員の皆様よりご提出いただきました。</p> <p>日程調整の集計をしたところ、9月25日、18時からとさせていただきたいと思っております。</p> <p>開催場所等の詳細については後日事務局より、開催案内を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また今回、ご質問等いただいた内容に関する資料、追加資料についても、事務局より、事前にまた送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について何かご質問等ございませんか。</p> <p>よろしいですか。そのほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、本日の議事は以上でございます。</p> <p>本日の特別職報酬等審議会におきましても皆様方の熱心なご議論により貴重なご意見たくさんいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。</p> <p>次回の審議会におきましても、本日同様有意義な意見交換が出来ますよう、皆様方にご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の審議회를終了させていただいて、事務局にお戻しします。</p>

課長

皆様本日は誠にありがとうございました。
本日の会議はこれで終了とさせていただきます。
それでは次回もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。